## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6月10日現在

機関番号: 32663

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2018 課題番号: 15K06381

研究課題名(和文)日本、中国、韓国におけるバリアフリー環境とユーザー参加による整備評価に関する研究

研究課題名(英文)Study Regarding the Barrier-free Environments in Japan, China, and Korea and the Involvement of Users in the Evaluation of Barrier-free Facilities

### 研究代表者

高橋 儀平(TAKAHASHI, Gihei)

東洋大学・ライフデザイン学部・教授

研究者番号:60058162

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、日中韓3か国のバリアフリー環境の整備の到達点について整理し、各国の障害者が自国のバリアフリー環境をどのように評価しているかについて考察することである。結論として、 中国では、2008年以降急速にバリアフリー整備が進展したが、都市部に限定され、障害者参加が遅れていること、韓国では2015年改正のバリアフリー法で障害者参加が法的に認められたこと、 日本では法的な規定は限定的であるが、障害者の参加と評価が本格的に動き出しつつあることが明らかとなった。各国におけるバリアフリー環境の変遷や障害者による評価は異なるが、バリアフリー環境への評価は高まっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究では、3か国によるバリアフリー化の変遷が異なっているが、共通課題としては、大規模施設のバリアフリー整備から始まり、より身近な生活環境のバリアフリー化へと動きが強まっていることが把握できた。また、法制度やバリアフリー整構基準については、日中韓とも国際的なバリアフリー・ガイドラインの動きや国際的な大規模イベントの際に、法的整備が進展している。基準の根拠も、部分的に相互に影響し合っていることが分かる。インバウンドが急増している我が国の今後のバリアフリー化については、少なくとも、東アジア諸国との共通的整備を議論しながらバリアフリー整備を促進する必要があり、本研究の意義がある。

研究成果の概要(英文): The present study was carried out to summarize the achievement points of the development of barrier-free (BF) design in Japan, China, and Korea, and to examine how persons with disabilities view BF environments in their respective countries. The following three findings were revealed: 1) although rapid progress has been made since 2008 in the promotion of BF design in China, this trend can be observed only in urban areas and China has been slow in encouraging persons with disabilities to participate in BF projects; 2) the 2015 revision of BF law in Korea has given persons with disabilities the legal right to participate in BF projects; and 3) although legal provisions governing the involvement of persons with disabilities in Japan are far from being conclusive, the effort towards enabling persons with disabilities to participate in and evaluate BF projects is gaining great momentum.

研究分野: 建築学

キーワード: 東アジア バリアフリー ユニバーサルデザイン 障害者の参加 バリアフリー法

### 様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

日本では、1970年代の後半に車いす市民運動とともにバリアフリー研究が萌芽し、その後1980年代後半からの高齢化社会の幕開けと共に、国や地方公共団体のバリアフリー政策が開花、建築研究者を中心に研究活動が活発に展開し始めた。1990年代に入ると、全国各地の地方公共団体が福祉のまちづくり条例を制定しはじめ、都市施設のバリアフリー化が進展した。その後、ハートビル法(1994)、交通バリアフリー法(2000)、バリアフリー法(2006)へと発展した。一方、中国では、2006年の北京オリンピックからさまざまなバリアフリー対策が活発に展開されてきた。中国の場合、国際的な動向に対応して関係法制度を逐次改善しているが、障害者を含む市民活動は立ち遅れていると思われる。韓国については1990年代後半以降、研究面でも政策面でも急激にバリアフリー研究の進展がみられた。日本と同様、障害者による権利獲得運動による市民運動が根底にある。

これらの状況を総括すると、中国、韓国では、近年日本で重要なバリアフリー整備プロセスである障害者など市民参加の経験が乏しいと考えられる。しかしながら、バリアフリー社会の構築には、こうした発展過程を経る必要があると考え、本研究では、日本的価値観を単純に当てはめることはできないものの、障害者のバリアフリー政策への参加が如何に行われているか、その効果はどうかを研究テーマとして掲げる。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、日本、中国、韓国の市民、ユーザーによるバリアフリー評価を実施し、東アジア地域における都市環境のバリアフリー化と標準化の方向性を具体的に検討することである。3か国は住生活様式が異なり、市民参加の価値観も異なると思われる。しかし高齢化の進展や障害者の社会参加意識に伴うバリアフリー化の課題は共通である。今後各国主要都市でのさらなる国際化、インバウンドの急増は必然であり、可能な限り市民や障害者目線でのバリアフリー化、及びバリアフリーデザインの標準化を促進する必要がある。

## 3. 研究の方法

2015年度には、全体の研究企画の立案を行い、市民参加と評価の視点で日中韓の研究者、市民団体調査の可能性を検討した。その上で具体的なヒアリング調査項目の共通化を図るために、日中韓で予備的調査を実施した。特に中国、韓国のバリアフリー整備プロセス(歴史)の比較、専門家関与、市民関与の傾向を分析した。

2016年度には、中国、韓国で市民団体インタビュー調査を実施した。障害者NPO団体(ソウル、北京)、障害者住宅の訪問(北京)を行い、各国の研究協力者とのミーティングを行った。日本では東京2020オリンピック・パラリンピック大会を控えてバリアフリー法改正や当事者団体の環境改善への動きが活発であり、適宜各障害者団体からのヒアリング調査やアンケート調査を行った。

2017 年度は、中国上海同済大学、韓国ソウル障害開発院で研究協力機関によるユニバーサルデザイン国際セミナーに参加し、バリアフリー、ユニバーサルデザインに係る情報を収集した。国内ではバリアフリー法改正の動きや研究代表者が関わる地域(渋谷区、北区等)におけるバリアフリー基本構想を事例として当事者参加の可能性について意見交換を行った。

研究活動を延長した 2018 年(平成 30 年)度は、特に韓国のバリアフリー法改正に関わる 運用実態調査を 2019 年 3 月に実施した。本研究の成果報告については、本研究と関連する 2018 年度からの日中韓の科研費研究と連動させることとする。

## 4. 研究成果

(1)韓国バリアフリー生活環境認証制度

韓国「障害者・高齢者・妊婦等の便官増進保 障に関する改正法」の特徴の一つに、バリア フリー生活環境認証制度(以下認証制度)があ る。認証制度は予備認証と本認証に分かれ、 前者が設計段階、後者は完成後の検査により 判定される。いずれも3等級に区分され、評 価点70点以上が「一般」、80点以上が「優秀」、 90 点以上が「最優秀」である。認証評価審査 団は、専門の建築技術者、研究者、福祉行政 者などから構成され、予備認証審査団 15 名、 本認証審査団 20 名 (2010 時点) である。

認証制度は、バリアフリーの整備状況を確 認し、評価し、発展若しくは是正するという 意味では他の国にない極めて特徴的な制度と いえる。一方、2008年の制度化以降、認証建 築物等は確実に増加しているものの、課題も 多く指摘されている。例えば、審査委員とし て障害者委員が少ないことである(障害のた めに現地審査が困難であるという理由)。2014 年時点では障害者委員がゼロであったが現在 は改善されている。また新たな建築表現に対 する認証審査基準の不適合、あるいは建築物 の設計段階からユニバーサルデザインの考え 方を取り入れた場合の施設の付加価値の評価 方法なども指摘され、少しずつ見直しが行わ れているようだ。

2015年2月韓国政府はバリアフリー法を改

表 1 バリアフリー法改正概要(2015)

- ◆便宜施設:国や地方公共団体が新築する庁舎、文 化施設等の公共施設に対してバリアフリー生活環 境認証制度を導入し、便宜施設の適合性確認の義 務等を課す。
- ◆障害者専用駐車区間標識の発行:駐車専用駐車区 間標識発行、手続き等を規定。専用駐車標識の不 正使用の禁止。専用駐車区間で駐車妨害の行為の 禁止(不法駐車、ものを置くなどの妨害行為の場 合、最大50万ウォンの罰金)
- ◆設備の実熊調査
- ・5年毎にバリアフリー施設の設備全数調査の実施
- ◆《認証を受ける義務施設》施行令
- ・第1種近隣生活施設:スーパー、小売店、理美容 院,浴場、避難所、公衆便所、医院、児童セ ンター
- ・第2種近隣生活施設:地区センター、交番、公共 図書館、政府系外郭公団(1,000 ㎡未満)
- ・高齢者・子ども施設:児童関連施設、高齢者施設、 障害者施設
- ・業務施設:国または地方自治体庁舎、金融業(500 m²以上)、事務所、国民年金公団
- ・文化・集会施設:講演所及び観覧席
- ·宗教施設:教会、聖堂、寺院、祈祷院
- · 販売施設:卸売市場、小売商店
- ・医療施設:病院、隔離病院<u>(1,000 ㎡以上)</u>
- ·教育研究施設:学校、幼稚園、職業訓練所、図書 館、その他これに類する用途の施設
- ・宿泊施設:ホテル、旅館〈客室が30室以上〉
- 自動車関連施設:駐車場、運転教習所
- 放送通信施設:放送局、通信電話局
- 矯正施設:刑務所、拘置所
- · 墓地関連施設: 火葬施設、納骨堂(宗教施設以外)
- ・観光休憩施設:野外音楽堂、野外劇場、子ども会 館、休憩所、その他これに類する用途の施設

正し、公共施設のバリアフリー認証制度を義務化した。

認証業務は、調査時点(2014 年 12 月)で韓国障害開発院、韓国土地住宅公社、韓国障 害者雇用公団の3機関により行われ(2019年3月時点では7機関に増加)、2015年度までの 申請件数は747件である。内、本認証に移行したものは218件、予備認証が529件である。 認証等級では本認証、予備認証ともに約 40%が「最優秀」、50~60%弱が「優秀」、5%弱が バリアフリー法最低基準である「一般」である。

韓国障害開発院の場合、認証業務は3名体制で審査が行われ、その後審議委員会で最終 決定がなされる。後者の審議委員会には視覚障害者、下肢障害者、障害者団体代表が審議 に加わるが、前者には障害者の参加がない。認証対象の施設でも障害者が設計プロセスに 参加することはなく、設計者が障害者に意見を聞くことがないという。2014 アジア大会施 設の設計では、障害者とのワーキンググループは設けられていない。アジア大会の競技施 設の場合は、建設後に障害者団体との意見交換が行われ、駐車場、トイレ等の改修が行わ れた。バリアフリー法に基づき5年毎に行われるバリアフリー施設・設備の全数調査には 多くの障害者が参加しており、障害者参加の重要な糸口ともいえる。

(2)中国・北京における障害者(団体)の参 表 2 中国・北京での障害者団体の参加について 加

中国の場合は障害者連合会が唯一の政府公 認団体といってよい。そのためすべての障害 者政策、バリアフリー政策が連合会の参画を 経て議論され決定される。

一方近年は、障害当事者団体が国連障害者 の権利条約のパラレルリポートの動きと連動 し、2014年頃より障害者の自立生活を支援す る NPO の活動が始まっている。2016年9月北 京で開催した「日中バリアフリーセミナー」 では、車いす使用者、盲導犬使用者等から都 市・交通施設の管理運営に関する差別的課題 が指摘され、鉄道事業者研修も開始されてい ることが判明した。

以下は、この研究セミナーに参加した数少 ない北京の障害者 NPO 組織である「北京脊髄 損傷新生命」(Beijing SCI New Life Center: 以下新生命)の活動である。

### ●北京でのインタビュー

- ・国務院の公認のもとに活動する障害者連合会 が民間団体として、政治、経済、文化、社会な どあらゆる場面で障害者運動を取り纏める。都 市や住宅のバリアフリー支援についてもニー ズの把握やサポートを行う。連合会はバリアフ リー法や基準制定のすべてに参画する。
- ・一方、近年北京市内では北京市政府の許可を 受け、NPO の活動が活発化している。バリアフ リーに関心を持つ「新生命」は2014年に脊損 者の生活自立を目的に「脊髄損傷者中途の家」 を設立、2015年12月には地下鉄のバリアフリ ーガイドブックを発行した。しかし、市民や交 通管理者、従業員の理解が遅れていると指摘す
- ・バリアフリー設計・工事のチェックはすべて 県級以上の行政によって行われ、建築主、設計 者は行政の許可を得なければならない。住宅の 場合は政府と所有者がチェックする。
- ・実際のバリアフリー状況では地下鉄、都心部 の商業施設、住宅団地の屋外改修、歴史的文化 財で積極的であるが、地域、利用者間格差は大 きい。

新生命は、2014年5月、北京市東城区で「中途脊髄損傷者の家」を成立した。 新生命は、 2015年9月に北京市民政局に登録し、中国政府、学校、医療機関、NPO、海外組織(日本を 含む)との連携や交流がある。正式の名前は「北京新生命養老、障害者サービスセンター」 (北京市新生命养老助残服务中心)という。新生命の活動理念は、社会的な公平性の実現、 自らのことを自ら決定していくという自己決定、自立生活の思想を中国で初めて導入して いる。すなわち、脊髄損傷者自らが脊髄損傷者を助けるということを活動の中心に位置付 ける。その活動範囲は、脊髄損傷者の生活自立(リハビリテーションを含む)、就職支援、 社会復帰等で幅広い。また、同時に脊髄損傷者の利益に関する制度や政策研究、バリアフ リー化の活動、福祉用具の普及などである。

新生命はまた、都市環境等のバリアフリー、ユニバーサルデザインについても積極的に 行動する団体である。北京市政府の事業助成を得ながら独自活動も展開している。新生命 の理念は、脊髄損傷者だけではなく、市民の誰でもが使える建築や都市環境の構築である。 2015 年、「オレンジ嵐」(橙色风暴)と称して、「首都地下鉄バリアフリー外出ガイドブッ ク」(首都地铁无障碍出行手册)という立派な冊子を刊行し、ユニバーサル/バリアフリー ツアーを企画している。

2016 年の上記研究セミナーに参加した障害者からは、「同伴者はいないのか、何故もっ と早く来ないのか」との駅員の声に盲導犬利用者が反論したこと、「点字ブロックを敷設す る時は視覚障害者が参加できるようにして欲しい」「基準はあるが、責任体制が明確でない」 など、これまでの現地調査では得られなかった当事者の訴えを確認することができ、北京 において当事者参加が少しずつ前進していることが捉えられた。

### (3)韓国・ソウルにおける障害者(団体)の参加

2015年に改正されたバリアフリー法の特徴は、認証制度の義務化とバリアフリー検査業 務が明確に障害者団体に代行委任できるようになったことがあげられる。他の国でもバリ

アフリー法で障害者関連団体がバリアフリー検査業務を代行できるとされるケースはない。 ここでは、バリアフリー審査が障害者関連団体によってどのように展開されているのかを 報告する。

調査は、2019年3~4月に韓国障害開発院、韓国肢体障害者協会(肢体協会)、韓国視覚障害者連合会を対象に、ケーススタディ調査として、ソウル市東大門区と九老区のバリアフリー業務代行検査機関である「バリアフリー支援センター」を対象にインタビュー調査を実施した。インタビュー調査では次のような内容が判明した。2004年から障害者団体によるバリアフリー法によるバリアフリー検査ができることとされ、障害者の参加が求められてきたが、現実的には専門的な技術と知識が必要であり実施されてはいなかった。2015年の法改正により代行業務が法的に明確にされ、全国肢体障害者協会が公募によりバリアフリー適合業務を唯一代行する団体として承認された。肢体協会は本業務のために全国246自治体の内209自治体に支援センターを設立した。支援センターがない地域は近隣のセンターが広域的にカバーしている。支援センターでの技術的専門検査の実務は団体に所属した建築技術者が行っている。ここは法制度と当事者参加の考え方との乖離が感じられる。一方、業務代行が肢体協会のみで行われていることに対して、全国にバリアフリー支援センターを設立している視覚障害者連合会などからは、視覚障害者や他の障害者団体も検査業務に加えるべきとの要望が高まっている。

〈ソウル市九老区と東大門区の代行業務の実態〉

- ・九老区の業務は、建築主→建築課へ建築確認申請→BF 基準の検査のため区の社会福祉課 (BF 専門担当者) ⇒肢体協会区支援センターという流れであり、センターの建築技術者1 名がバリアフリーチェック (障害当事者による専門的チェックではない) ⇒ (地形等による緩和規定あるが、10 主項目の検査が行われ、) 社会福祉課へチェック報告→建築許可⇒着工⇒完了検査⇒使用開始である。この流れは日本の建築確認業務+バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例の過程とほぼ同じである。区内で障害者が参加するまちづくり会議はない。支援センターの建築技術者は1名で年間300~400件のチェックと完了検査を行う。支援センターの年間運営費は約1,100万日本円。
- ・東大門区でも1名の区職員と1名の支援センターの技術者(社会福祉士で建築士)が 法検査と完了検査を年間400~500件実施。区では完了検査後に、バリアフリーモニタリン グ制度で当事者を採用(年間4~5名)している。障害者のモニタリングは障害者就労施策 の重要な一環とみられる。モニタリングは竣工1年後に実施しているが、車いす使用者は いない。視覚障害者は状況に応じて採用。センターの年間予算は九老区と同水準である。

両区とも区担当社会福祉課職員は1名、区の支援センターで判断が難しい案件は肢体協会内全国支援センターへ持ち込まれる。障害当事者のチェックは検査時点では実施されていない。

## (4) 成果のまとめ

本研究は特に、日本の状況を踏まえつつ中韓の現地調査を軸に展開してきた。その視点は、研究代表者らが関わる日本型バリアフリー政策の展開が東アジア地域でどこまで可能であるか、あるいは部分的であれ有益であるかを見出すためである。我が国における今日の最大のバリアフリー課題が障害者の政策決定への参加にあるといっても過言ではない。

その点韓国の適合業務への法的根拠は興味深いものであった。現実的には専門家による 関与が大きき、正しくは当事者参加とは言えないが、間違いなく第一歩ではある。一方中 国でも数は少ないもののNPO団体が立ち上がり、自立生活運動や自主的なバリアフリー活 動の把握ができたことは本研究の成果のひとつである。恐らく早い段階で、国連障害の権利条約等に関わる国際的な水準による取り組み評価がなされると思われる。

本研究が、我が国のバリアフリー法制度へのユーザー参加の新たなしくみづくりに資すること、我が国と東アジア地域との経験交流のさらなる展開を期待する。

# [参考文献]

- ① 韓国・障害者・高齢者・妊婦などの便宜増進保障に関する法律、2015
- ② 髙橋儀平、日本・中国・韓国におけるBF法制度の比較」―韓国のBF法制の考察を中心に―、 日本福祉のまちづくり学会全国大会、2011,8
- ③ 髙橋儀平:日本・中国・韓国のバリアフリーの沿革と基準の標準化-BF化に関わるプロセスと現状の課題-、日本福祉のまちづくり学会全国大会、2014.8
- ④ 障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進保障に関する法律施行規則、保健福祉部令第 283 号, 2015. 1. 5.
- ⑤ 障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進保障に関する法施行令、一部改正令案、案件予約書、 保健部 2015.2
- ⑥ 北京建築設計研究院、中国設計規範、2012
- 5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計3件)

- ① <u>髙橋儀平、菅原麻衣子</u>、韓国バリアフリー法等における障害当事者参加の実態と課題、 日本福祉のまちづくり学会全国大会、2019,8
- ② <u>髙橋儀平</u>、日本・中国・韓国におけるユーザー参加のバリアフリー環境に関する考察 その 2. 北京、ソウルでの現地調査報告、日本福祉のまちづくり学会全国大会、2017,8
- ③ <u>髙橋儀平</u>、日本・中国・韓国におけるユーザー参加のバリアフリー環境に関する研究 ―韓国バリアフリー法の改正についてー、日本福祉のまちづくり学会全国大会、2016,8

## [その他] (計4件)

- ① <u>髙橋儀平</u>、2000年以降の日本のバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り組みと今後の課題(口頭)、韓国障害開発院ユニバーサルデザイン国際セミナー、2017、12,15
- ② <u>髙橋儀平</u>、日本における、バリアフリー、ユニバーサルデザインの現状と課題(口頭)、 上海ユニバーサルデザイン国際セミナー、同済大学、2017.12.9
- ③ <u>髙橋儀平</u>、建築設計標準の2017改訂と2020年を目指したユニバーサルデザイン環境整備(口頭)、ユニバーサルデザイン・日本、中国、韓国特別セミナー、東洋大学、2017.2.4
- ④ <u>髙橋儀平</u>、日本におけるバリアフリーの現状と課題、无障碍环境建设发展状况中日交流会(口頭)、北京建築設計研究院、2016.9.12
- 6. 研究組織
- (1)研究分担者

研究分担者氏名:なし

(2)研究協力者

研究協力者氏名: 菅原 麻衣子 ローマ字氏名: (SUGAWARA, Maiko)

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。